

財政収支と租税構造—構造改革の軌跡

東 郷 久

はじめに

1. 構造改革と財政収支
 - (1) 骨太方針と歳出入改革
 - (2) プライマリーバランスと租税収入
2. 市場の不安定性と企業組織再編
3. 投資重視の租税構造
4. 小 括

はじめに

1990年代後半から2000年代にかけて、「構造改革」のもとプライマリーバランス (Primary Balance 基礎的財政収支) の黒字化が至上命題的に追求された。しかし、それが労働と生活を極度に不安定化させ、構造改革路線は修正を余儀なくさせられている⁽¹⁾。

構造改革の内容を表現する「骨太の方針」では、財政規模を拡大することなく市場における「民需主導」による経済成長がその基本に設定された (骨太の方針2001)。規制緩和によって「民業拡大」が追求され (骨太の方針2002)、「新しい経済成長」の姿が描かれた (骨太の方針2007)。生産性の上昇、世界市場への参入、歳出・歳入一体改革、将来生活の「安心」化対策などがその内容で

(1) 日本経済新聞「健全化目標、事実上先送り」2009年1月7日付。

ある⁽²⁾。

このもとで設定されたプライマリーバランスの黒字化は、ひたすら歳出の削減を追求する梃子となった。公共事業にみられるように歳出面の浪費が継続しており、歳出構造を新たな内容に転換することが求められていることは確かであるが、後にみるように、ここにはそれが民需主導に従属するという限界がある。他方で、民需主導に即して歳出のみならず歳入も政策的な減税によって縮小するという特異な姿となった。

以上から、プライマリーバランス黒字化の至上命題的追求のもとで、民需主導の経済成長と（自然増収は別として）税収増をもたらさない財政収支構造が形成されてきた、といえる。歳入対策は消費税のみに帰結するという、そのような租税構造である。本稿は、構造改革を概括し、そのもとで形成されてきた租税構造を企業組織再編との関連でとらえ、企業（大企業）の投資に重点が置かれた税制度の実態をとらえようとするものである。

1. 構造改革下の財政収支

(1) 骨太方針と歳出入改革

構造改革の特徴は、市場と競争を原動力とする民需主導の経済成長がすべて

(2) 「骨太の方針」は、森喜朗元内閣の後、2001年度に発足した小泉純一郎内閣総理大臣のもとで、'01年1月に内閣府に設置された経済財政諮問会議で毎年策定されてきた方針であり、閣議決定されて政府の方針となっている。骨太の方針は、それまで内閣府（元経済企画庁）が数年置きに作成してきた経済計画に代わる年度方針である（1995年には「構造改革のための経済社会計画」が、1999年には「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」が閣議決定されていた）。

井掘利宏氏は、小泉元政権の方針を次のように評価している。その「方針は、財政赤字を削減するというよりは、むしろ『小さな政府』を実現することであった。」「こうした観点で見ると……それなりに成果を上げたようにも見える。」同氏『「小さな政府」の落とし穴』日本経済新聞社、2007年、23、24ページ。また、当初から経済成長を重視する立場と増税を考慮する立場が存在していたが、小泉政権後の安倍晋三政権では前者がより強められ骨太の方針2007で「新しい経済成長」が掲げられた（同書、18ページ）。

のベースである。市場の中心的担い手は大企業であり、市場の拡大はその「知恵」(骨太の方針2001)や投資に依存することになる。市場がすべてのベースであれば、環境問題などの社会的ニーズに対する対応はあるものの市場での対応に限られ、とりわけそこから発生する所得格差や貧困問題に対する社会政策的対応は構造改革の対象外となる。

例えば、民需主導の改革として7つの改革が挙げられる(骨太の方針2001)。1)経済活性化に関連した民営化・規制改革、2)同じく株式投資優遇等のチャレンジャー支援、3)セーフティーネットに関連した情報提供等の保険機能強化、4)同じく大学教育に対する競争的支援等の知的資産倍増、5)同じく脱温暖化等の生活維新、6)政府機能に関連した地方自立・活性化、7)同じく財政改革、の7つである。

2004年度に'05年度及び'06年度の2年間で重点強化期間とされたが(骨太の方針2004)、その特徴は、「市場化テスト」等の規制改革・民間開放であり、「官から民へ、国から地方へ」の徹底である。構造改革の「目指すところ」は、高齢化や環境問題で、あるいは医療や介護、子育ての分野で「社会的ニーズ」を形成し「新商品・新サービス」を開発する点にある。「簡素で効率的」な政府はこの方向を促進するのみである。

そこで次に、構造改革における歳出改革の特徴を環境問題や社会保障問題の位置づけで事例的にみることにしたい。環境問題の位置づけで特徴的なことは、それが「新世紀型の社会資本整備」のなかで「重点的に推進すべき分野」として設定されている点にある(骨太の方針2001)。環境問題が社会資本整備のなかでそれなりの位置を占めることは確かであるが、しかし、前者は新たな政策目的であり後者は政策手段の1つである。

環境保全をめぐることは、なによりもまずこれまでの経済成長のあり方が再検討されなければならない。環境問題がそのなかで語られるこの「新世紀型の社会資本整備」は「骨太の方針2001」の第1章ではなく第2章で設定されている。(第1章は、前述のように構造改革という性格の内容である。)環境問題は民需主導の構造改革の延長である社会資本整備に付随した地位でしかない⁽³⁾。

社会保障をめぐっては、市場競争のもとで「自助・自律」が強調され（骨太の方針2001）、社会保障給付費の伸びの抑制に重点が置かれる（骨太の方針2004）。民需主導の経済成長または構造改革の内容そのものであり、社会の不安定化を生み出す経済成長はおよそ持続不可能である。社会保障問題では無年金者問題や年金の低水準問題があり、社会保険制度は職域ごとに分立していることなどに根本問題があるが、これらは検討対象外である⁽⁴⁾。

他方で、構造改革における歳入・税制改革は、財政赤字のもとで歳入増が必要とされるにもかかわらず、歳入減に結果するという特異な姿を生み出している。これは「まず歳出改革、次に歳入改革」といったものではなく、構造改革の特質からくる歳入・税制改革であり意図された歳入減・税収減である。例えば、効率的な企業経営のために連結納税制度が検討され（骨太の方針2001）、これは'02年度に施行されている。

構造改革のもとで税制改革が出されるのは「骨太の方針2002」においてである。税制改革は経済社会の活性化のもとに位置づけられ、税制からみた「目指すべき経済社会」は、なによりも民間需要が主導するものであり、その民需主導を担う「人」が重視され、形成されるはずの経済成長のもとで「長期にわたる安心」が期待される。「簡素で効率的な政府」を形成すれば「国民の負担に対する理解」が得られるという願望が述べられる。

このもとで税制の原則にも修正が加えられる。これまで掲げられていた「公平・中立・簡素」の3原則を「公正・活力・簡素」と「理解」（修正）するものであり、「公正」では「結果の平等」でなく「機会の平等」が重視され、「活

(3) 熊本一規氏は、廃棄物処理をめぐると国と地方自治体の施策・行政を検討し、関連事業者・業界の利益重視に傾斜し、不法投棄も後を絶たない現状、問題を指摘している。生産だけでなく消費分野までを含む「拡大生産者責任」の確立を通して循環型社会づくりの形成を提起している。同氏『日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか？』合同出版、2009年、参照。

(4) 周知のように、制度分立問題も含めて、早くから神野直彦、金子勝両氏が中心となって、3つの政府論のなかで社会保障制度改革論が提起されてきている。多くの著作が出されているが、さしあたり金子勝『セーフティーネットの政治経済学』ちくま新書、1999年、近年のものとしては神野直彦・井出英策編『希望の構想』岩波書店、2006年、参照。

力」では「人々や企業の選択」を歪めることなく経済社会の「活力」発揮が目指される（「簡素」は従来どおり）。ここでは税制度が民需主導に従属し、「公平」から「活力」へと理念の転換が図られている⁽⁵⁾。

(2) プライマリーバランスと租税収入

以上のような民需主導の構造改革のもとで財政収支の改善が目指されることになるが、ここではまず、公債金収入、公債金、公債残高を除外したプライマリーバランスをめぐる現状をみることにしたい。

その経過を「骨太の方針」でみると、その「2001」では、プライマリーバランスを黒字にするその第一歩として、'02年度の国債発行を30兆円以下に抑制する方針が掲げられた。その後、「骨太の方針2006」では、プライマリーバランス赤字が'02年度でGDP比6%弱であったものが'06年度には3%を下回る見込みとなり、2011年度に国・地方のプライマリーバランスを黒字にする、という目標が設定された。

表1は「プライマリーバランスの推移」である。表1では、税収にその他収入を加えた税収等から、一般歳出に地方交付税等を加えた一般歳出等を引いたプライマリーバランスは1994年度以降、連年赤字である。ただし、'94～'03年間で赤字が約3,000億円から約16兆6,000へと拡大したが、'04年度以降は徐々に縮小し、'08年度（当初予算）は約5兆2,000億円にまで低下している。

しかし他方で、この経過のなかでみられる特徴的な点は税収等の脆弱性である。税収等の対前年度増加率が一般歳出等の対前年度増加率よりも大であるのは同表の20年弱のうちでわずかに8年のみである。同様の意味で、税収等の増加指数（'90、'95、'00、'05年をそれぞれ100として）が一般歳出の増加指数

(5) この理念転換に呼応する方向で、当時（2002年2月）日本経済新聞紙上で「税をただす」キャンペーンが展開されていたが、同社は「税制改革研究会」（香西泰「日本経済研究センター」座長）に諮問し、'02年5月に「活力ある日本経済をめざして」という提言が同紙紙上に掲載された。上記のキャンペーン内容や提言（全文）は、日本経済新聞社編『税をただす』日本経済新聞社、2002年、に所収。

なお、「骨太の方針2003」では、金融資産からの収益を一体化して課税する税方式（金融所得税、または二元的所得税）が検討課題とされている。

表1 プライマリーバランスの推移（一般会計、対前年度増加率）

2006年度までは決算、'07年度は補正後、'08年度は当初予算

単位：億円、%

年度	一般歳出等(A)			税収等(B)	プライマリー バランス(B-A)
	一般歳出	地方交付税等	計		
1990	390,237	159,308	549,545(2.2)	643,915(6.2)	94,370
1991	392,104	158,002	550,106(0.1)	662,606(2.9)	112,500
1992	416,653	142,037	558,690(1.6)	619,300(-6.5)	60,610
1993	474,385	139,498	613,883(9.9)	615,572(-0.6)	1,689
1994	481,227	120,687	601,914(-1.9)	598,490(-2.8)	-3,424
1995	508,160	123,021	631,181(4.9)	593,102(-0.9)	-38,079
1996	488,190	139,450	627,640(-0.6)	600,607(1.3)	-27,033
1997	470,635	154,810	625,445(-0.3)	617,125(2.8)	-8,320
1998	523,887	143,046	666,933(6.6)	557,827(-9.6)	-109,106
1999	556,811	130,844	687,655(3.1)	568,627(1.9)	-119,028
2000	520,460	158,289	678,749(-1.3)	603,570(6.1)	-75,179
2001	522,766	167,056	689,822(3.0)	569,067(-5.7)	-120,755
2002	515,949	164,791	680,740(-1.3)	523,210(-8.1)	-157,530
2003	494,731	173,989	668,720(-1.8)	502,778(-3.9)	-165,942
2004	497,198	176,621	673,819(0.8)	534,075(6.2)	-139,744
2005	493,430	174,406	667,836(-0.9)	577,313(8.1)	-90,523
2006	467,076	167,010	634,086(-5.0)	569,427(-1.4)	-64,659
2007	484,050	149,316	633,366(-0.1)	583,722(2.5)	-49,644
2008	472,845	156,136	628,981(-0.7)	577,133(-1.1)	-51,848

(出所) 財務省編『財政統計』各年度版より作成。

(注) 税収等=税収+その他収入

を越えるのは、「'90～'95」「'95～'00」「'00～'05」「'05～'08」年度間のうちの「'05～'08」年度間のみである。

以上は税収等の増加率が一般歳出等の、または一般歳出のそれより低い状況にあるということであるが、この間、一般歳出等にしても一般歳出にしても削減対象になってきたものである。税収等は削減されてきた一般歳出にも対応しえないほどに停滞している、ということを示している。所得税のみでなく税制度の全体に関わるが、「所得税の機能低下が、日本の税制の抱える最大の問題の1つである」と問題視される所以である⁽⁶⁾。

(6) 2007年度日本財政学会シンポジウム「財政再建と税制改革」『財政再建と税制改革』有斐閣、2008年、27ページ。

財政収支と租税構造—構造改革の軌跡

表2 税収構成の推移（当初予算）

単位：億円、%

年度	税 収	所得税	法人税	消費税	その他
1990	580,040 (100)	213,720 (36.8)	197,110 (34.0)	53,200 (9.2)	116,010 (20.0)
1995	537,310 (100)	213,500 (39.7)	137,260 (25.5)	59,800 (11.1)	126,750 (23.6)
2000	486,590 (100)	186,800 (38.4)	99,470 (20.4)	98,560 (20.3)	101,760 (20.9)
2005	440,070 (100)	131,640 (29.9)	115,130 (26.2)	101,640 (23.1)	91,660 (20.8)
2008	535,540 (100)	162,790 (30.4)	167,110 (31.2)	106,710 (19.9)	98,930 (18.5)

(出所) 財務省ほか編『財政金融統計月報』各年度「予算特集」版より作成。

そこで、次に租税収入の変動とその背景を概観することにした。表2「税収構成の推移」がそれである。特徴的なことは、税収額はバブル経済後から2005年度まで一貫して縮小してきていることである（その後'06年度以降になると増大に転じたが、それでも'08年度の税収額は'95年度のそれには及んでいない）。税目別構成比でみると、所得税は'95年度の39.7%が'05年度には29.9%になり、法人税は'90年度の34.0%から'05年度の26.2%へと、ともに大幅に低下している（消費税は'90年度9.2%から'05年度23.1%へ）。

この税収減と所得税、法人税の比重低下は、この間行われてきた税制度の投資重視への転換によるものである。その制度的概要は次のとおりである。第1に、法人税の本体ともいべき基本税率が引き下げられてきた点である。基本税率は、1990年に37.5%であったものが'98年には34.5%に、さらに'99年には30%に引き下げられている。-7.5ポイントの大幅なものである。

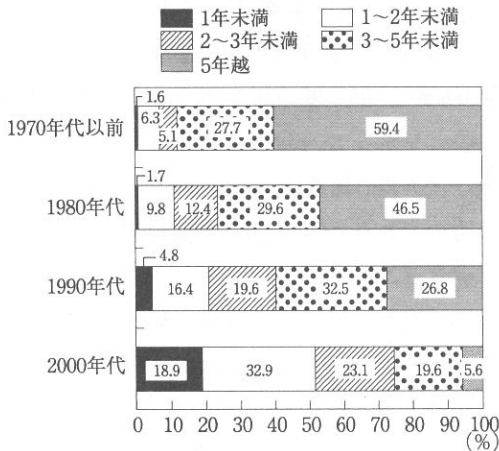
第2に、新たに企業組織再編税制が導入された点である。この経済的意味は次節でとりあげるが、これによって合併時に問題となる株式や移転資産の譲渡損益の繰延が1999年度から、また前述のように連結納税制度が'02年度から施行された。それとともに投資を促進する個別の税制も導入された。'97年度以降のベンチャー等特定中小会社に関する税制、'99年度以降の研究開発減税やIT関連投資税制がそれである。

第3に、投資重視は法人税関連に留まらず所得税にも及ぶという点である。1996年度以降には株式譲渡益等に対する課税が軽減され、'99年度からは所得税の最高税率も引き下げられている。後者では、'95年度に課税所得3,000万円超に50%であったものが、'99年度からは課税所得1,800万円に37%へと低下している。所得税も含めて、税制度全体が投資重視へと構造変化を遂げてきている。

2. 市場の不安定性と企業組織再編

以下、税制度が投資重視へと転換してきた意味を検討する。図1はヒット商品にみる「商品のライフサイクル」である。

図1 ヒット商品のライフサイクル

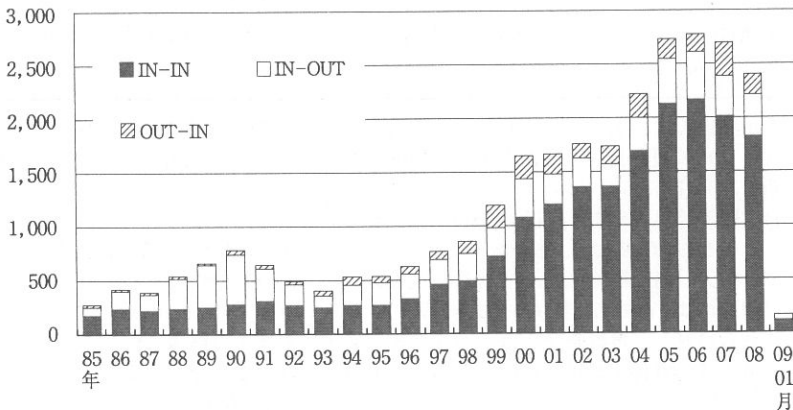


- (出所) 中小企業庁編『中小企業白書』2005年版、ホームページ版
 (<http://www.chusho.meti.go.jp/pamfile/nakusyo/h17/hakusyo/index.html>
 2009年9月1日現在)、中小企業研究所「製造業販売活動実態調査」(2004年11月)
- (注) 1. ヒット商品の定義は、自社にとって売れ筋商品のことをヒット商品としている。
 2. ここでは、かつてヒットしていたが、現在は売れなくなった商品を集計している。

図1が示すように、ヒット商品（売れ筋商品）のライフサイクル（寿命）で「5年越」のものが、1970年代以前には約60%を占めていたが、'80年代には約50%に、'90年代にはさらに約30%未満に、'00年代には約6%弱へと低下している。'00年代におけるヒット商品は、「1年未満」が20%弱、「1～2年未満」が30%強、両者で50%強を占める状況になっている⁽⁷⁾。

この背後では、高度成長の終焉以降における消費需要の成熟、1980年代後半以降に顕著となった経済のグローバル化と競争の拡大、1990年代半ば以降の情報化とIT革命などが相互に作用している。耐久消費財を中心にした持続的かつ高率の経済成長とは異なり、現在、需要が成熟しているもとで競争が激化し、商品のライフサイクルは短命とならざるをえない経済社会のもとにあるといえる⁽⁸⁾。

図2 1985年以降のマーケット別 M&A 件数の推移



(出所) 「MARR」ホームページ (http://www.recofdata.co.jp/mag_marr/details/graphe/)
2009年3月5日現在)

(注) IN-IN 日本企業同士のM&A
IN-OUT 日本企業による外国企業へのM&A
OUT-IN 外国企業による日本企業へのM&A

(7) 図1を紹介した日本経済新聞社の記事は、「商品寿命考、短命のカラクリ」と題した、2005年7月1、2、5日にわたるものである。日産自動車、トヨタ自動車、ヨドバシカメラ、花王、タリーズコーヒージャパン、日清食品、伊藤園、マツダ、江崎グリコ、バンダイなどの事例が取り上げられている。

商品の短命化から次のような企業行動が生まれる。まず、コスト削減が常態化することである。商品が短命であれば費用の回収もまたそれだけ不確実なものとなり、費用を圧縮した経営をせざるをえない。人件費をめぐる不安定就業労働の拡大とこれを促進する労働法制の規制緩和がその結果であり現状である。つぎに、収益確保策である。内需とともに企業の海外移転を介した間接輸出を含む外需としての輸出が特別の意義を持ち、また収益部門を確保することに関連して企業組織再編が展開されることになる。

図2はこの企業組織再編の動向をみた「マーケット別 M&A 件数の推移」である。

1999年は M&A 元年 (Merger & Acquisition、合併・買収) といわれ、この年以降1,000件台を超え、'04年以降になると2,000件台に倍増している。M&A は、それを通して、自己の経営・営業部門以外に収益部門を確保し収益体制の安定を図ることを1つの内容とした企業組織再編の現れである。M&A は、設備投資、研究開発とともに、「第三の投資」としての業容拡大であるともいわれる⁽⁹⁾。

(8) 吉川元忠氏は、すでに2001年に、IT革命が「経済活動を同期化」し「商品ライフサイクルの短命化」をもたらす、と指摘している。同氏『情報エコノミー』文春新書、2001年、55ページ。

(9) 日本経済新聞「企業、買収へ投資枠」2004年10月17日付。

この M&A の拡大を、落合誠一氏は「シナジー効果」(規模の経済や範囲の経済)でとらえ(同氏編著『我が国 M&A の課題と展望』商事法務、2006年、16ページ)、ジェットロは「海外市場拡大」「技術力強化」とみている(同、前掲資料、28ページ)。これらに対し、奥村皓一氏は「パックス・アメリカナの解体に代わるアメリカ経済主導の21世紀型世界秩序」の形成、米国国際寡占体が支配する「アメリカ新帝国」の追求ととらえようとしている(同氏『グローバル資本主義と巨大企業合併』日本経済評論社、2007年)。

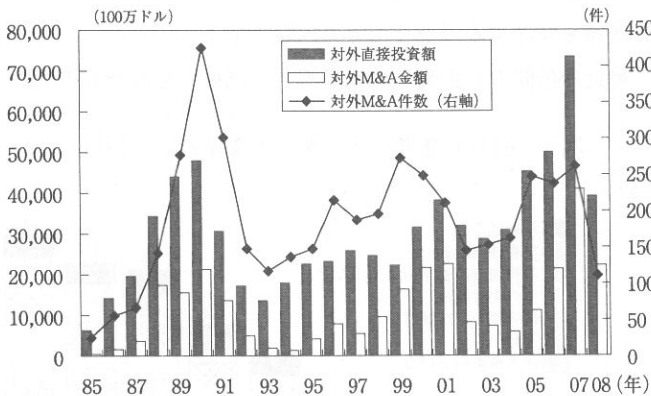
鶴氏は、「合併のシナジー効果の有無、大きさが単に当該企業の経営のみならず、競争政策的にも重要なインプリケーションを持っている」(同氏『日本の経済システム改革』日本経済新聞社、2006年、244ページ)として、そのデメリットを検討している。水平的統合のなかで異なった分野を統合する企業の多角化が投資機会の少ない部門に資金が流れる「非効率な内部補助」、合併にもかかわらず生ずる低利益率、金融業の合併・統合をめぐる「早期参入」、TBTF (too-big-to-fail 大きすぎてつぶせない) 問題、企業文化の衝突等々である。

この M&A のなかで、「株価至上主義」から不正経理問題が拡大し、'06年にはライブドア事件、村上ファンド事件が発生した。

この企業組織再編の法制は商法の改正と会社法の制定である。1997年に独占禁止法が改正され、持株会社が解禁された。株式の、投資ではなくその保有による事業支配を目指したものであるが、それが可能となったのは、商法改正により'99年に制定された株式交換・株式移転制度および'00年に制定された会社分割制度である。これらにより、それまでは株式交付のみであったものが金銭その他の財産交付も可能となり、「対価の柔軟化」が図られ、企業組織再編が容易となった⁽¹⁰⁾。

企業組織再編の現れである M&A には、当然ながら経済のグローバル化、多国籍企業化の側面も含まれる。図 2 でみられ IN-OUT と OUT-IN がそれぞれあるが、両者合わせた件数は全体のおおよそ 20% 強であり、IN-OUT だけでは 15% 前後である（2004～'06年）。これに対し、図 3 では、日本の対外投資額と比較した IN-OUT（対外 M&A）金額をみる事ができる。

図 3 日本の対外直接投資と M&A 件数・金額の推移



(出所) ジェトロ『ジェトロ貿易投資白書』2008年版、27ページ「図I-19」。

(10) 神田秀樹『会社法入門』岩波新書、2006年、159～161ページ参照。

商法改正のなかで会社法が独立化され2006年に施行されるが（外資による日本企業の買収に対する懸念から、外資の日本子会社を通じた買収である三角合併部分は'07年5月に解禁・施行）、神田氏は、この会社法の性格を、「関係者間の権利義務関係を規定する……私法のひとつ」から「経済政策のひとつの重要な制度的インフラ」への変化としてとらえている（前掲書、204～205ページ）。

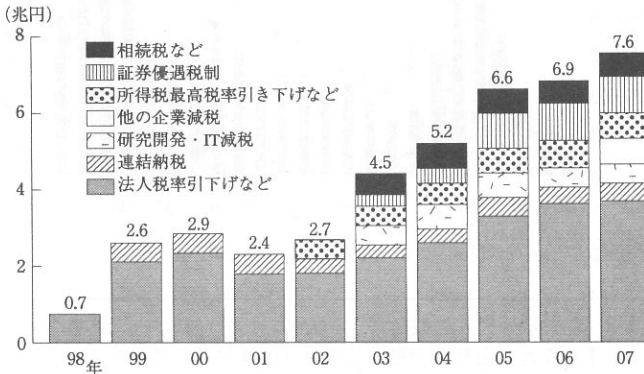
図3によれば、対外直接投資額はバブル経済時の1990年を頂点に増大、減少し、'01年を再度頂点にして増大、減少し、その後、'05年度以降にまたも増大するという経過をたどっている。そのうち対外M&A金額は、比率が高い'01年や'07年では対外直接投資額の50%を越える状況がみられ、またその割合は対外直接投資額が増大する時にはそれに併せて増大する傾向がみられる。両者は連動関係にあるといえる。

3. 投資重視の租税構造

一般消費税が導入された1988年以後、所得税率のフラット化、法人税率の引下げ、消費税率の引上げが継続され、従来の所得税を中心としたものに代わって消費税にシフトした税制度が形成されてきた。この消費税シフトの税制度を「市場の不安定性と企業組織再編」としてその経済的意味をとらえ、租税構造のかかえる問題を検討するのがここでの内容である。

図4は「最近10年間の大企業・大資産家への減税」をみたものである。図4

図4 最近10年間の大企業・大資産家への減税



(出所) 垣内亮「大企業・大資産家優遇税制の転換を」『経済』2009年3月号、38ページ「図13」借用。国税庁の統計データなどにより垣内氏が計算。

(注) 98年以降の10年間にわたる大企業・大資産家への減税の各年における効果。07年は見込み額。

にみられるように、法人税率引下げによる減税は1999年以来かなりの大きさで継続してきているが、'03年以降には、それが一層大規模になってきていること、法人税のみならず連結納税、研究開発・IT減税が加わっていること、さらに'05年以降は所得税やそのなかでも証券関係の減税が拡大していること、である。法人税・所得税の負担低下構造は次のように概括することができる（以下は大企業との関わりを念頭に置いた税制度の経過である）。

第1に、企業組織再編にみられるように収益部門は短命化し不安定化しており、これに対する対応である。

これに対する税制の基本的対策として、前述のような大幅な法人税率の引下げとそれによる内部留保の拡大が図られる。内部留保の拡大は収益部門・市場の不安定性に対して企業が機動的に対応しえる基盤である。同時に、企業組織再編については、1999年に株式交換・株式移転制度が、'00年には会社分割制度が創設された。'01年度の税制改正では、企業組織再編における移転資産の譲渡損益の課税繰延べ等の措置が、また旧株の譲渡損益の課税繰延べの措置がとられることとなった⁽¹¹⁾。

企業組織再編に関する税制度が収益部門の拡大策であるのに対し、'02年の連結納税制度は、収益部門と非収益部門の連結とそれによる税負担引下げを通じた、企業グループ全体の収益確保に対する対策である⁽¹²⁾。

第2に、以上のような内容を基本にしなが、収益部門の拡大や投資促進に関する種々の税制改正が行われる。

まず、投資の促進に係わる研究開発減税、減価償却制度見直し、設備投資減

(11) 池田篤彦編『図説 日本の税制』財経詳報社、2001年度版、114～115ページ。

現行税制では、資本充実の原則から承継資産を時価以下の任意の価額で評価替えすることができるが、その際、帳簿価額と時価との差である含み損益が活用されて税負担の軽減を図る租税回避問題が生まれる。改正税制では、時価ではなく簿価での譲渡とし、実際に譲渡する際にその損益に課税する課税繰延措置がとられる（緑川正博編著『企業組織再編税制の解説』日本法令、2001年、20ページ）。

企業組織再編は、収益部門の確保やリストラとしての意味はあるものの、そこに税制度が直接的に（大きく）関与するものではない。しかし、基本税率低下による内部留保の拡大がその基盤になるという点を含めて考えると、企業組織再編と基本税率低下や後に見る投資促進税制による減税などの税制改正とは密接な関連にある、といえる。

税など(租税特別措置)である。研究開発減税は、1999年度に「増加試験研究費の税額控除制度の見直し」として出されたが、その後、税額控除の対象を研究開発費の増加からその支出総額とする方式へと改正され(従来方式と新規方式の選択制、'03年度)、これに追加して、研究開発費の増加額や売上高に占めるその比率に応じた税額控除でインセンティブ効果を高める改正が継続した('06、'08年度)。

他方、設備投資減税では、IT投資と開発研究用設備取得に対する50%の特別償却その他が新設され(2003年度)、その後、情報システムの導入に対する税額控除が創設され(情報基盤強化税制、'06年度)、さらに税額控除の対象が拡大された('08年度)。

つぎに、投資の源泉に係わって金融・証券税制において所得税減税が拡大される。図4の減税額では、2005年度以降、法人税率引下げによるものに次ぐ大きさとなっている。'96年度の税制改正では、「証券税制」として有価証券取引税と株式譲渡益課税がその対象となり、後者では、「上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税」の、その「譲渡に係るみなし譲渡利益率」がそれまでの譲渡代金の5%からその5.25%とする特例措置が設定された(所得が譲渡代金の5.25%、税率が20%で、税額は譲渡代金の1.05%)。

この源泉分離課税方式はやがて申告分離課税方式に一本化し廃止する方向で、当面は両者の選択制とするという点を考えれば、株式譲渡益課税における優遇措置としての「特例措置」である。この特例措置は、当初は1997年度までの予定であったが、'01年度までの6年間延長された。

2002年度には株式譲渡益課税について「申告分離課税への一本化、税率の引

-
- (12) その後、法人税制で「不良債権処理や事業の再構築を思い切って進める企業を支援」するため、2004年度の税制改正では、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長され(7年前の欠損金と現時点の所得とを相殺することが可能)、また連結納税制度と合わせて導入された連結付加税は廃止された。

以下、税制改正に関する表記は、池田篤彦ほか編著『図説 日本の財政』各年度版「税制改正」項目からのものである。各年度版における叙述上の位置づけの変化をみると、2002年度以前の'95年度では「歳入の概要と税制改正」章のなかで述べられていたが、'04年度以降は「税制改正」が章として独立している。'04年度前後は税制改正における1画期である。

下げ等」が行われた（一本化は'03年1月より実施）。ところが、その場合、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、20%（所得税15%、個人住民税5%）の「源泉徴収のみで納税が完了する仕組み（申告不要制度）」へという改正もされている。

申告分離課税への一本化のもとで申告不要制度へと改正されるのは、上場株式等の譲渡益では「特定口座」（源泉徴収口座）の利用、上場株式等の配当では「大口以外」の配当などにより、「申告になじみのない一般の個人投資家」を対象として「貯蓄から投資へ」を促進する事由からである。この場合、「今後5年間10%（所得税7%）の優遇税率」が適用され、また公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との「通算が可能」とされた⁽¹³⁾。

その後も、金融・証券税制において株式投資を促進する措置がとられ（2005年度、譲渡損失の特例措置・拡大など）、上記の「10%の軽減税率」が1年延長され（'07年度、'08年度に廃止）、また上場株式などの譲渡損失と配当との

(13) 所得税としての有価証券譲渡益課税は、それまで原則非課税であったが、1989年度から原則課税となった。

申告分離課税への一本化のもとでの申告不要制度への改正については、加藤治彦編『図説 日本の財政』東洋経済新報社、2002年度版、154ページ、永長正士編『図説日本の税制』財経詳報社、2003年度版、92～93ページ、参照。

公募株式投資信託は、第二次世界大戦時にスタートしたものであるが、1996年から開始された金融ビッグバンの目玉商品と言われるものであり、株式で運用する投資信託の1つである（株式投資額以下の少額で分散投資が可能）。'04年度には、その譲渡益に関して、上場株式等と同様に、税率が10%（所得税7%）に引き下げられ、損失は3年間の繰越控除が認められ、また証券会社などが損益計算や納税を代行する特定口座の開設が可能とされた。

(14) 以上はこの間における法人税に関わる税制改正の特徴である。

法人税には元来資本蓄積促進の税制という特徴がある。内山昭氏は、1990年代初頭の法人税制をめぐる、未来費用としての減価償却、貸倒・賞与・退職給与の各引当金、諸準備金問題等々がもつ大企業優遇としての実態を検討している（同氏『「会社主義」と税制改革』大月書店、1996年、参照）。それによれば、'93年度で、減価償却費（損金算入額）は合計38.9兆円、うち資本金100億円以上の巨大企業が占める割合は38.3%、各引当金は合計27.6兆円、うち巨大企業が占める割合が49.0%という状況である。

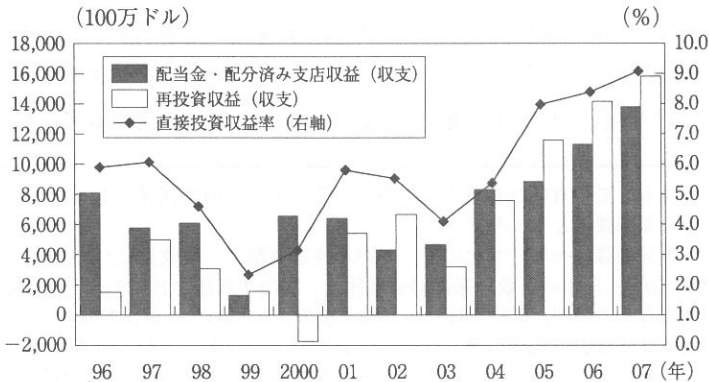
その後、引当金のうち賞与引当金と製品保証引当金は'98年度の税制改正で、退職給与引当金は'02年度の税制改正で廃止され、現在、引当金は貸倒引当金と返品調整引当金のみとなっている。

間の損益通算の仕組みが'08年度に導入された⁽¹⁴⁾。

さらに、企業組織再編の裏側では所得税の停滞減少が生まれている。失業と不安定就業労働が拡大し、生活保護（扶助）費以下の所得層が大量に生み出されている。この関係からくる所得税の縮小もこの間の一大特徴である。証券税制をめぐる減税は企業組織再編を促進する関係にあるが、この所得税の縮小は、それらの負の結果であり、所得税収構造の弱体化を示している⁽¹⁵⁾。

第3に、図4には現れていないが、経済のグローバル化が進展するもとで企業の海外利益が増大し、国際課税に係わって負担低下が生まれている点である。

図5 日本の対外直接投資収益率の推移



(出所) ジェトロ、前掲資料、28ページ「図I-20」。

(注) ①再投資収益に関しては計上方法の変更により、2004年以降と2003年以前で断層あり。

②対外直接投資収益率は、「当期の直接投資収益受取/対外直接投資残高期末平均」。

(15) 給与所得者数や納税者数、給与額や納税額を1990年度以降でみると、まず、給与所得者数（1年勤続+1年未満勤続）は'90年度4,655万人から'07年度5,333万人へと増大しているが、そのうちの納税者割合（納税者/給与所得者）は'92年度85.7%を最高にして以後は低下し、'01年度以降'07年度まで80.2~80.5%である（'98年度72.1%、'03年度79.4%）。

つぎに、給与総額（1年勤続のみ）は'90年度167兆1,000億円が'97年度211兆5,000億円へと増加するが、その後は減少し、'06年度で199兆円である。そのうちの納税額割合（納税額/給与総額）は'92、'93年度の6.3%を最高にして以後は低下し、'01~'03年度間ではいずれも4.3%である。'04年度以降は上昇に転じているが'07年度で4.4%である。とくに納税者割合は顕著に低下している。（以上、財務省ほか編『財政金融統計月報』各年度「租税特集」版より）。

上場企業の海外売上高比率は、2000年度までは20%台であったが、'01年度以降は30%台になっている（'07年度36.9%）。また、'05年以降、国際収支において所得収支が貿易収支を超えるに至っている⁽¹⁶⁾。前掲図3ではとくに2005年以降に對外直接投資額が拡大している。図5は「日本の對外直接投資収益率の推移」であるが、直接投資額の増大とともに直接投資収益率も上昇している（それまでのおよそ4%台から'04、'05年の5%台、'06年の7%弱、'07年の8%弱へ）。

図5では、とくに「配当金・配分済み支店収益（収支）」（支店収益）が増大しているが、それ以上に「再投資収益（収支）」（再投資収益）が拡大している（2002、'05年以降）。この支店収益および再投資収益の両者ともに外国税が適用され、国内では外国税額控除の対象となるが、支店収益以上に増大している再投資収益は、国内には環流せず課税対象外となる。法人税の一種の空洞化である⁽¹⁷⁾。

国際課税には、この外国税額控除制度（1953年度に導入、'88年度に抜本改正）以外に、外国子会社合算税制（いわゆるタックスヘイブン税制、'78年に導入）、移転価格税制（'86年に導入）、過少資本税制（'92年に導入）その他がある。経済のグローバル化の拡大とともにこれらの国際課税をめぐって課税ベースは縮小しつつあり、企業の税負担率は実効税率以下に低下している⁽¹⁸⁾。

表3「主な製造業の税負担率」がこのことを示している。製造業における国内外の連結利益に対する税負担率は、2008年3月期で38.9%、前の期よりも低下し、実効税率40.69%を下回っている。個別企業では、HOYA15.3%、トヨ

(16) ジェトロ、前掲資料より。

(17) 海外子会社からの配当やその子会社が有する有価証券の含み益など未分配利益に対する見積もり課税額（繰り延べ税金負債）は、トヨタ6,075億円、ソニー1,047億円、東芝616億円と予想されている（2007年度、日本経済新聞「企業と税」2008年11月21日付）。この未分配利益に対する課税は、これまで外国の税率と日本の税率との差額（率）が適用される制度であったが、2009年度税制改正で「外国子会社配当益金不算入制度」が導入された（財務省「税制改正の内容」ホームページ版、2009年6月14日現在）。

(18) 移転価格税制では、2005年度、約3,000億円の申告漏れとなっている（国税庁発表）。前年度の82件が'05年度には119件となり、申告漏れの総額は過去最高である。日本経済新聞「移転価格税制、追徴最高に」2006年10月25日付。

表3 主な製造業の税負担率

(2008年3月期、カッコ内は前の期比、)
ポイント。▲はマイナス

H O Y A	15.3(▲ 6.7)
トヨタ紡織	20.9(▲ 8.7)
日本電産	24.7(▲ 1.9)
松下電器産業	26.3(▲17.4)
デンソー	27.5(▲ 3.8)
住友金属鉱山	28.5(▲ 5.2)
アドバンテスト	29.3(▲12.5)
コニカミノルタ ホールディングス	30.3(▲ 0.3)
旭化成	33.2(▲ 6.7)
日立建機	33.4(▲ 5.9)
住友化学	34.4(▲ 2.0)
日本たばこ産業	34.5(▲ 1.5)
三菱電機	35.0(▲ 8.4)
マツダ	35.3(▲ 1.0)
リコー	36.3(▲ 0.6)
新日本製鉄	36.9(▲ 3.1)
ファナック	37.3(▲ 0.9)
トヨタ自動車	37.4(▲ 0.3)
三菱重工業	37.8(▲ 5.5)
武田薬品工業	37.9(▲ 7.8)

(出所) 日本経済新聞「製造業の税負担率最低」2008年7月17日付。

タ紡織20.9%、日本電産24.7%、松下電器産業26.3%であり、デンソー、住友金属鉱山、アドバンテストも20%台後半、30%未満である⁽¹⁹⁾。

(19) 菅隆徳氏は、有価証券報告書から計算し、2007年3月期における大企業上位100社の実際の実効税率を30.7%と算出している。同氏「グローバル化と法人所得課税」日本租税理論学会編『グローバル化と税制』法律文化社、2008年、参照。同氏は、トヨタ、ホンダ、三菱商事、三井物産の4社で検討し、その主な低下要因として、試験研究費の税額控除、外国税額控除、受取配当益金不算入の3点を挙げている。

4. 小 括

法人税と企業組織再編税制をめぐる減税、所得税における証券税制の減税と給与所得税の縮小、国際課税における課税の縮小、これらがこの間の減税または税負担低下の主な要因であり内容である。そして、これらは、民需主導の経済成長政策のもと、「公正・活力・簡素」という税制度の考え方で、企業組織再編に即して投資重視で進められた税制改正、租税政策の結果である。

表4で「税の自然増(減)収、減税・増税額の推移」をみると、この19年度間のほとんど(16年度間)において減税が作用し、そのうちの8年度間において最終的には(表4のA-D)減収となり、自然増収の効果は半減している(1994

表4 税の自然増(減)収、減税・増税額の推移(一般会計、当初ベース)

単位:億円

年度	自然増(減)収額(A)	減税額(B)	増税額(C)	C-B=D	A-D
1990	73,440	3,510	10	△ 3,500	69,940
1991	37,710	50	20	△ 30	37,680
1992	1,950	210	5,580	5,370	△ 3,630
1993	△ 13,080	90	1,160	1,070	△ 12,010
1994	△ 33,660	44,310	1,590	△ 42,720	△ 76,380
1995	410	80	330	250	160
1996	△ 7,680	16,510	330	△ 16,180	△ 23,860
1997	65,680	1,230	120	△ 1,110	64,570
1998	18,970	11,770		△ 11,770	7,200
1999	△ 57,560	56,470		△ 56,470	△ 114,030
2000	16,920	3,440	1,920	△ 1,520	15,400
2001	22,440	1,760		△ 1,760	20,680
2002	△ 38,910	200		△ 200	△ 39,110
2003	△ 34,070	17,070	1,770	△ 15,300	△ 49,370
2004	3,950	4,340		△ 4,340	△ 390
2005	27,800	5,200		△ 5,200	22,600
2006	33,780	21,350	6,280	△ 15,070	18,710
2007	76,520	4,150	60	△ 4,090	72,430
2008	960	90		△ 90	870

(出所) 参議院予算委員会調査室『財政関係資料集』2008年度版より作成。

年度と'99年度に減収額が大であるが、前者時には所得税減税が、後者時には所得税最高税率の引下げと法人税率引下げが行われた)。

'05年度以降、「骨太の方針2005」がいうように「民需主導の経済成長が実現」しつつ、自然増収は増大するものの、断続的であり、'08年度には再び急減している。

ここでは、経済成長に制約があるもとでそのあり方が再検討されることなく、税制度で経済成長を延命しようとする租税構造が形成されており、企業組織の「活力」は促進されるが社会の活力は低下するという租税構造と税制度の「ゆがみ」がみられる。それは、経済成長があっても税収は停滞し、税収増大策を取ろうとすれば消費税を増税するほかなく、プライマリーバランスの改善は社会的軋轢を拡大せざるをえない。財政再建には租税構造と税制度の再検討が不可避である⁽²⁰⁾。

ただし、本稿では次のような点が検討課題として残されている。第1は企業

- (20) 財政危機は社会全体の危機の結果であり、「財政再建を至上目的として追求すれば、社会全体の危機は破壊へと帰結する」という点は神野直彦氏の強調する構造改革批判である。神野直彦・井手英策編、前掲書、においてはさらに以下のような論点が提起されている。

福祉国家は、重化学工業を軸として労働手段の延長としての社会的インフラストラクチュアを供給し、そのような経済の拡大のもとで、家族やコミュニティという社会システムの機能が縮小することに対し、現金給付による社会的セーフティネットを提供してきた。直面しつつある現在の転換期においては、社会システムに対する社会的セーフティネットの張り替えが、経済システムに対する知識資本をサポートする社会的インフラストラクチュアが必要になる、ということである。

財政再建については、債務返済の棚上げという「資産・負債管理」が提案されている。国債は60%弱が「政府等」および日本銀行で保有されているという構造にあり、政府の受取利子を除いた純利払い費はわずかであって、借換債の継続的発行で事実上の元金返済凍結が可能であれば上記の財政機能を有効に発揮させることができる、という内容である。

上記の「知識資本をサポートする社会的インフラストラクチュア」に関わって、金子勝氏は、経済成長に必要なインフラ投資は中長期的には「教育投資」であるとし、当面急ぐ必要があるものとして「環境エネルギー革命」という成長戦略を指摘している。なお、「民間がやれば最も効率的」という構造改革は国家戦略を立てる思考を喪失させるものだと批判している。同氏『閉塞経済』ちくま新書、2008年、参照。

組織再編と企業システムの検討である。企業組織再編が企業間の関係であるのに対し、企業システムは企業におけるヒト・モノ・カネをめぐる管理システムであり、後者はより基礎的な資本蓄積の方法である。両者共通に資本蓄積の歴史的構造が明確にされなければならない⁽²¹⁾。

第2は税制度の実態についてである。本稿では投資重視の税構造と税財源・税収の脆弱性という実態認識であるが、この具体的内容をとらえるうえで投資重視の税政策、これと関連した企業の利益処分・資金調達と所得分配、そこから結果する税収、これらの相互関係が検討されなければならない。いわば投資重視の税構造のもつ社会的再生産の検討である。

第3に税制度における公平の位置づけについてである。投資重視政策のもとで所得の格差が拡大し、公平の原則は形骸化している。総合累進課税の復権が図られなければならないが、金融所得や相続税に関わる課税ベースの拡大、さらに富裕税の創設が検討される必要がある。それとともに、租税原則における公平の位置づけが再検討されなければならない⁽²²⁾。

(21) 構造改革の時期における企業システムと法人税の関係を検討しているものに三好ゆう「企業システム論と法人税研究の視点」『立命館経済学』第58巻第2号、2009年、がある。

(22) 富裕税については、「所得ベースの課税でも消費ベースの課税でも、資産課税が必要となる」という観点から検討している関口智・伊集守直「税制改革の将来構想」神野直彦・井手英策編、前掲書、第3章があり、また所得税に対する原理的批判から検討しているものとして黒川 功「わが国個人所得税の現状と問題」北野弘久・谷山治雄編著『日本税制の総点検』勁草書房、2008年、第3章がある。

